

Title	日本におけるディスクロージャー制度のあり方
Sub Title	
Author	大月省二(Ootsuki, Shiyouji) 柴田典男
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1990
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 1990年度経営学 第742号 複写許諾が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001990-0742

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学生氏名	大月 省二 (株式会社 大月)	主査	柴田 典男
		副査	伏見多美雄 藤枝 省人
所属	柴田 典男 研究室		

日本におけるディスクロージャー制度のあり方

我国企業のディスクロージャーは、投資家保護を目的とする証券取引法に従ってきたが、企業秘密保護と横並び意識から、基準最低限の情報提供で善しとする企業が多かった。デット・ファイナンスからエクイティ・ファイナンス中心への資金調達方法移行に伴い、銀行重視から株主重視への転換が求められ、ディスクロージャーの重要性も一段と高まっている。

ディスクロージャーの今後のあり方を考えるにあたり、被投資企業80社、投資家企業90社にアンケートを実施、各々19社、27社から回答を得た。分析の結果、双方の考え方に多くのギャップを発見、そのギャップを埋めることが今後のディスクロージャー活動の課題と考え、以下の結論に至った。

- (1) 多くの企業は今後もエクイティ・ファイナンス中心の資金調達を希望している。そのためには、株主への還元、ディスクロージャーの充実が必要である。
- (2) 個人株主育成を重視しているが、今までの株式持合いとは違い、企業には、より戦略的志向が求められる。従って自主的なディスクロージャーの充実、IR専門部門設置等、IR志向のディスクロージャー活動を展開する必要がある。
- (3) 企業のIR活動の実質的目的は、資金調達容易化であり、投資家側はミスリード防止を期待している。このギャップを埋めるには、法制度を整備し、最近のエクイティ・ファイナンスに見られた投資家無視の資金調達が再び行われなければならない。